

## 個人情報の収集及び提供の制限の例外について（諮問）の概要

### 1. 諮問の目的

- 現在、18歳未満の脳死又は心停止した者からの臓器提供にあたっては、医療機関（県立病院等）が「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」に基づき、虐待情報等の収集を行うこととされている。
- しかしながら、山形県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に規定されている収集等の例外事項に該当しないため、虐待情報等の収集等ができない場合が想定されることから、そうした場合においても収集等ができるよう、その妥当性について山形県個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものである。

（ 条例上、個人情報の本人以外からの収集及び目的外提供については例外事項を定めているが、これらに該当しない場合でも、審議会の意見を聴いた上で、相当の理由がある」と実施機関（知事等）が認めるときには収集・提供が可能となる。

### 2. 審議会に意見を聴こうとする内容

- (1) 個人情報の本人収集原則の例外事項（条例第5条第2項第9号関係）  
【項目及び必要性は別紙1のとおり】
- (2) センシティブ情報の収集禁止の例外事項（条例第5条第3項第3号関係）  
【項目及び必要性は別紙2のとおり】
- (3) 個人情報の提供の制限の例外事項（条例第6条第1項第8号関係）  
【項目及び必要性は別紙3のとおり】

### 3. 諮問を行う実施機関

- (1) 山形県知事（2の(3)に係る事項）
- (2) 山形県病院事業管理者（2の(1)及び(2)に係る事項）

### 4. 添付資料

- ・ 個人情報の収集及び提供をしようとしている個人情報と、その理由  
参考資料1のとおり
- ・ 各実施機関別の答申項目（類型事項 現行のもの）  
参考資料2のとおり
- ・ 個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について答申を受けた類型事項（現行のもの）  
参考資料3のとおり

